

道 路 巡 回 要 領

(目的)

第1条 道路巡回(以下「巡回」という。)は、委託業務の道路(道路の付属物を含む。以下「道路」という。)の状況を的確に把握し、道路の以上に対して速やかに適切な措置を行い、もって道路の保全及び交通の確保並びに事故の防止を図ることを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 巡回は、この要領により実施するものとする。

(巡回責任者)

第3条 受注者は、巡回責任者を定めるものとする。

(巡回の種類)

第4条 巡回は、次の各号に定める区分により実施するものとする。

(1) 日常巡回(休日巡回)

日常巡回(休日巡回)は、平常時に実施する巡回であり、次の各号を点検するものとする。

- ア 路面、路肩、路測及び法面の状況
- イ 交通安全施設、道路標識等道路付属物の設置状況
- ウ 排水施設の状況
- エ 交通状況の把握
- オ 道路交通危険箇所の監視
- カ 道路に関する工事等の保安設備の状況

(2) 異常時巡回

異常時巡回は、台風、集中豪雨、豪雪、地震、その他の異常な天然現象発生時及び交通事故の発生時において実施する巡回であり、主として危険箇所を重点的に視察し、危険性の有無及び災害の発生状況等を把握し、情報連絡を行い、適切な防災対策又は応急措置を講ずるため行うものとする。

(巡回の頻度)

第5条 巡回の頻度は、連休等2日を越えない程度が望ましい。

(巡回計画の提出)

第6条 受注者は、月ごとの巡回計画をたて監督職員に提出しなければならない。

(巡回実施方法)

第7条 巡回の実施方法は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 日常巡回(休日巡回)

- ア 実施日ごとの点検目標を定めて、計画的、効率的に行うものとする。
- イ 巡回に際しては、次の資機材を必要に応じ携行するものとする。
 - (ア) 保安器具(セーフティーコーン、バリケード、保安ロープ、保安灯、信号旗、標識等)
 - (イ) 照明器具(懐中電灯、赤色灯等)
 - (ウ) 応急処理材料(常温混合材、凍結抑制剤等)
 - (エ) 工具(ツルハシ、スコップ、ハンマー、ワイヤー等)
 - (オ) その他(巻尺、カメラ、ポール、管理図面等)

ウ 巡回員は、巡回の終了後、その結果を道路巡回日誌に記載しておかなければならない。なお、必要な場合には巡回日誌に写真を添付しておくものとする。

(2) 異常時巡回

巡回中は、常時監督職員との連絡を確保するとともに、状況に応じ通行規制等の措置を必要とする場合は、現場の状況を監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

(応急措置)

第8条 巡回員は、巡回中に道路の異常を発見し、放置することにより交通に支障がある場合には、直ちに補修又は障害物の除去等を行い、交通に危険のないように措置するものとする。ただし、巡回員が措置できない場合には、必要に応じてバリケード、ロープ、セーフティーコーン、赤色灯、標識等を用いて交通に危険のないよう措置しておくものとする。

2 巡回員は、全ての道路に関する工事（道路管理者以外の者の行う工事を含む。）及び道路管理者以外の者が管理する物件が原因となって交通に危険を及ぼしている状況を発見した場合には、直ちに当該工事の施工者又は当該物件の管理者にその状況を通報するものとする。ただし、緊急を要する場合は、巡回員がとりあえず前第1項に準じて最小限の応急措置を行うものとする。

3 前2項の措置のため、通行止め、一方通行その他交通に著しい影響を及ぼすような場合には、直ちに監督職員に報告し、受注者は監督職員から指示を受けるものとする。

(道路維持作業)

第9条 受注者は、前条に定める応急措置としての道路維持のほか、日常等の道路巡回の結果、必要とされる次の道路維持作業を行うものとする。

(1) 路面清掃、側溝清掃、崩土除去及び除草

(2) 側溝及び道路標識、防護柵等の小修繕、舗装路面の穴埋め並びに凍結抑制剤の散布。

ただし、パトロールの際に実施できる小規模なものとする。

(報告)

第10条 受注者は、道路の巡回及び維持作業の結果を、次に定めるところにより、監督職員に報告しなければならない。

(1) 道路巡回

道路巡回は、異常が認められた場合には第8条第1項による応急措置をするとともに速やかに監督職員に報告しなければならない。

(2) 道路維持作業

作業前と作業後の状況が確認できる写真及び資料を添えて報告すること。

(3) 道路巡回日誌

道路巡回日誌は、週1回監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

建設機械貸付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、道路除排雪業務及び道路清掃業務（以下「除排雪等業務」という。）の受注者（以下「受注者」という。）に対し建設機械（以下「機械」という。）を貸し付ける場合に必要な事項を定めるものとする。

(貸付の範囲)

第2条 広域振興局長（以下「局長」という。）は、除排雪等業務を実施するに当たり必要があると認めるときは、機械を受注者に貸し付けるものとする。

(貸付料)

第3条 機械の貸付料は、無償とする。

(借受の申請)

第4条 受注者は、機械を借り受けようとするときは、建設機械借受申請書（様式1）を局長に提出しなければならない。

(貸付の決定)

第5条 局長は、前条の申請を適当と認めるときは、速やかに貸付を決定し、建設機械貸付通知書（様式2）を交付するものとする。

(貸付の条件)

第6条 機械は、次の各号に掲げる条件を付して貸し付けるものとする。

- (1) 定期整備に係る費用以外の次の各号に掲げる費用を、受注者が負担すること。
 - ア 日常の点検整備、修理及び運転に係る一切の経費
 - イ 機械の引渡しに係る一切の経費
- (2) 日常の整備補修を完全に実施すること。
- (3) 運転、整備に熟練者を充てること。
- (4) 機械を、第三者に転貸し、又は除排雪等業務以外に使用しないこと。
- (5) 機械の運行によって第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償すること。

(機械の引渡)

第7条 局長から受注者への機械の引渡しの際は、局長は物品取扱員及び監督員を、受注者は管理責任者及び運転者をそれぞれ立ち合わせ、建設機械機能現況確認書（様式3）により整備状況をそれぞれ確認するものとする。

2 前項の建設機械機能現況確認書は2部作成し、各立会人が署名のうえ各々1部保有するものとする。

3 局長は、機械を引渡したときは、建設機械受領書（様式4）を受注者から提出させなければならない。

(日報・月報)

第8条 受注者は、前条により引渡しを受けた機械について、機械ごとに建設機械運転日報(様式5)を作成しなければならない。また、翌月10日までに建設機械使用実績月報(様式6)を局長に提出しなければならない。

(事故報告)

第9条 受注者は、第7条で引渡しを受けた機械に事故があったときは、受注者は建設機械事故報告書(様式7)を速やかに局長に提出し、その後の指示を受けなければならない。

(期間の延長)

第10条 受注者は、機械の借受期間を延長しようとするときは、局長に建設機械借受期間延長申請書(様式8)を提出しなければならない。

2 局長は、前項の申請があったときは、その内容を調査し、延長を認めたときは受注者に建設機械貸受期間延長承認書(様式9)により通知するとともに必要事項を指示するものとする。

(機械の返納)

第11条 局長は、受注者から機械を返納されるときは、建設機械返納書(様式10)を提出させなければならない。

2 局長は、機械を受領したときは、建設機械受領書(様式11)を交付するものとする。

3 機械の返納の立会い及び確認方法は、第7条第1項及び第2項を準用するものとする。

4 局長は、返納の際、第7条の機械の引渡しの時と性能が異なると認めたときは、受注者に整備させた後に返納を受けるものとする。